○厚生労働省告示第三十一号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三十三条第一号の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券

特別の法律により法人の発行する債券

○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字秣沢七八四五の三、七八四五の六、七八四五の四、七八四五のロ、七八四五のホ、七八四五のチ、七八四五のリ、七八四五のル、七八四五のヲ、七八四五のワ、七八四五のカ、七八四五のヨ、七八四五のタ、七八四五のレ、七八四五のソ、七八四五のツ、七八四五のナ・七八四五のラ・七八四五のム・七八四五のウ（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七八四五のヰ、七八四五のノ、七八四五のエ、七八四五のテ（次の図に示す部分に限る。）、七八四五のア、七八四五のヒ、七八四五のモ、七八四五のセ、七八四五のス、七八四五の乙のイ、七八四五の乙のロ、七八四五の乙のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字秣沢七八四五の三・七八四五の六・七八四五のロ・七八四五のホ・七八四五のチ・七八四五のリ・七八四五のル・七八四五のヲ・七八四五のワ・七八四五のカ・七八四五のヰ・七八四五のノ・七八四五のエ・七八四五のア・七八四五のヒ・七八四五のモ・七八四五のセ・七八四五のス・七八四五の乙のイ・七八四五の乙のロ・七八四五の乙のハ（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字下大ヤチ四七三八の二、字小谷沢四七三九の一、四七三九の二、四七四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四七四〇の二、四七四〇の三、四七四三の一、四七四三の二（次の図に示す部分に限る。）、四七四四の一から四七四四の三まで、四七四四の四（次の図に示す部分に限る。）、四七四四の五、四七四四の六、四七四五の一、四七四六の一（次の図に示す部分に限る。）、四七四六の二、四七四八（次の図に示す部分に限る。）、四七四九、四七五〇の一、四七五〇の二、四七五〇の四、四七五一の一から四七五一の三まで、四七五二の一、四七五二の二、四七五三の一から四七五三の三まで、四七五三の五、四七五三の六、字下方四七五四の四、四七五四の五、四七五八の九、四七五九の三、四七五九の四、四七六〇の一、四七六一の一、四七六一の三、四七七四の一（次の図に示す部分に限る。）、四七七六、四七七七の一から四七七七の三まで、四七七七の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富西谷字ついけ平二一六五の一、字大仙屋しき二一八五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区上藤松一丁目一四八二の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市美和町阿賀字小畑三〇九、字生峰三二〇、三二一、三二四、三二七の一、三三七の二、三三〇、三三五、三三八、三四〇、三四一から三四三まで、三四七、三五一、三五六、三五九、三六一から三六三まで、三六五から三六七まで、六四一、六四三、字土井三六九から三七一まで、三七三、字向い山四〇一の一、字垰四〇二から四〇六まで、四二九、四三二の一、四三四の一、六五三の一、六五三の三、六六〇の一、六六〇の三、六六一の一、六六一の四、六六三、六六五の一、六六五の三、六六六、六六八から六七二まで、六七五から六七七まで、六七九、六八二の一、六九五の一、一八八三、一八八五、字休奥四四一から四四三まで、四四四の一、四四四の二、四四五から四四八まで、字岡原四六一の一、四六一の二、字迫田六二三、六二五、六二六、六二八、六二九、六三四、六三五、六三八、六三九、錦町字佐郷字藤次郎迫四五七から四六〇まで、四六二から四六五まで、四六八、字桂谷四六九、字ころびどち四七一、字岩角四八六、四八七、四八九、四九〇、四九一の一、四九一の二、四九四の一、一九二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑三〇九・字土井三七三・字迫田六二三・六二五・六二六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六二八、六二九・字藤次郎迫四五七・四五八・四六〇・四六三・字ころびどち四七一・字岩角四九〇・四九一の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）